

山崎絆塾 様

このたびは、子どもの貧困対策センター「公益財団法人あすのぼ」に温かいご寄付を賜り心からお礼申し上げます。ご寄付は、「熊本震災特例 入学・新生活応援給付金」として大切に使用させていただきます。

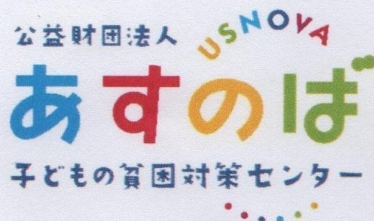
「子どもの貧困対策法」が成立して満2年の一昨年6月19日に、「一般財団法人あすのぼ」が設立・誕生し、昨年4月1日には、内閣府から公益財団法人の認定をいただきました。

「あすのぼ」は、「明日の場」であるとともに「US(私たち)」と「NOVA(新しい・新星)」という意味もあります。子どもたちが「ひとりぼっちじゃない」と感じてほしいという「私たち」と一緒だよという願い、そして多くの人に他人事ではなく自分事に感じてほしいという「私たち」でもあります。みんながつどう「場」であってほしいし、すべての子どもたちが明日に希望がもてるようにという願いも込めています。

当財団の事業は、①調査・研究によるデータなどに基づいた政策提言、②全国の支援団体の活動が持続し発展できるような支援団体への中間支援、③子どもたちの自立のために物心両面での子どもたちへの直接支援—を3本柱にします。そして、子どもがど真ん中・「センター」のポジションとして、孤立し声を出せない子どもの声も大切にする運営をいたします。

温かいお気持ちとともに賜りましたご寄付を大切に使用させていただきます。

今後とも、温かいご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。



公益財団法人 あすのぼ
代表理事 小河 光治

領収証

2017年2月17日



菅野 裕佳子 様気付

山崎絆塾 様

¥120,000 円

上記正に領収させていただきました

公益財団法人 あすのぼ
代表理事 小河 光治
東京都港区赤坂 3-21-6 河村ビル 6F
〒107-0052 TEL03-6277-8199



(注)上記の金額は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項及び所得税法施行令第217条第3項に規定する寄附金に該当することを証明します。(内閣府 認定通知書番号:府益担第1413号 平成28年11月22日)